

京都市人権文化推進計画新旧対照表

第2章 重要課題（女性）

旧	新
1 これまでの動向 女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取組は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に大きく展開されてきた。平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では「女性のエンパワーメント」をキーワードに、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」など 12 の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択された。また、「北京行動綱領」の実施状況を評価し、今後に向けた取組を検討することを目的として、平成 12（2000）年に「女性 2000 年会議」が開催され、「成果文書」が採択されている。 国においては、昭和 50（1975）年の第 1 回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受け、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が、昭和 62（1987）年には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（平成 3（1991）年改定）が策定されるなどの取組が進められてきた。また、平成 8（1996）年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、このプランの下で、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの改正による雇用分野における制度改正が実施（平成 11（1999）年 4 月）されている。平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、5 つの基本理念の達成に向けて、国、地方公共団体、国民の役割が定められ	1 これまでの動向 女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取組は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に大きく展開されてきた。平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では「女性のエンパワーメント」をキーワードに、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」など 12 の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択された。また、「北京行動綱領」の実施状況を評価し、今後に向けた取組を検討することを目的として、平成 12（2000）年に「女性 2000 年会議」が開催され、「成果文書」が採択されている。 国においては、昭和 50（1975）年の第 1 回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受け、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が、昭和 62（1987）年には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（平成 3（1991）年改定）が策定されるなどの取組が進められてきた。また、平成 8（1996）年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、このプランの下で、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの改正による雇用分野における制度改正が実施（平成 11（1999）年 4 月）されている。平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、5 つの基本理念の達成に向けて、国、地方公共団体、国民の役割が定められ

た。更に、「男女共同参画基本計画」を平成 12（2000）年に策定するとともに、平成 13（2001）年には内閣府に「男女共同参画局」を設置するなど、推進体制の強化を図っている。また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12（2000）年施行）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13（2001）年施行、平成 16（2004）年改正法施行）と、女性に対する暴力を防止する法制度が整備されてきた。

本市においては、昭和 57（1982）年に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定するとともに、同計画の取組期間が終了する平成 4（1992）年 3 月には、「女性の働く権利の保障」や「家庭や社会のあらゆる分野への男女共同参画の促進」などの基本目標を掲げた「第 2 次京都市女性行動計画」を策定した。また、平成 14（2002）年 3 月には、これまでの内容を充実、発展させた「きょうと男女共同参画推進プラン」（第 3 次京都市女性行動計画）を策定し、男女共同参画に係る総合的な取組の推進を図っている。更に、平成 15（2003）年 12 月には、市民や事業者とのパートナーシップの下、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための新たな指針として「京都市男女共同参画推進条例」を制定している。

た。更に、「男女共同参画基本計画」を平成 12（2000）年に策定するとともに、平成 13（2001）年には内閣府に「男女共同参画局」を設置するなど、推進体制の強化を図っている。また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12（2000）年施行）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13（2001）年施行、平成 16（2004）年改正法施行）と、女性に対する暴力を防止する法制度が整備されてきた。

本市においては、昭和 57（1982）年に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定するとともに、同計画の取組期間が終了する平成 4（1992）年 3 月には、「女性の働く権利の保障」や「家庭や社会のあらゆる分野への男女共同参画の促進」などの基本目標を掲げた「第 2 次京都市女性行動計画」を策定した。また、平成 14（2002）年 3 月には、これまでの内容を充実、発展させた「きょうと男女共同参画推進プラン」（第 3 次京都市女性行動計画）を策定し、男女共同参画に係る総合的な取組の推進を図っている。更に、平成 15（2003）年 12 月には、市民や事業者とのパートナーシップの下、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための新たな指針として「京都市男女共同参画推進条例」を制定している。

平成 19 年度からは「きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」に基づき施策を推進している。（追加）

2 現状と課題

現実には、「男は仕事、女は家庭」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担を反映した制度・慣行等が、今なお根強く存在している。中でも、働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための一つ的手段であり、その権利は男女を問わず保障されるべきものであるにもかかわらず、女性の就労率（約5割）は男性（約7割）に比べ低く、就職に当たっても「子どもの面倒をみってくれる場がない」、「家族の理解や協力が得られない」などの問題を多く抱えている。また、企業等において管理職に占める女性の割合は依然として低い状況にある。

また、女性に対する暴力は、女性の人権に対する重大な侵害行為であり、肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるか若しくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力を含んでいる。京都市女性総合センター「ウィングス京都」における平成15（2003）年度の相談件数のうち、暴力に関する相談が29.4%を占めているだけでなく、本市が平成11（1999）年に実施した「女性への暴力に関する市民意識調査」において、実際にドメスティック・バイオレンスの被害経験を持つ女性が32.1%に上っているなど、早期根絶を図るべき問題である。このほかにもセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、様々な形の女性に関する暴力事案の発生や、女性に対する暴力を助長する要因ともなる性の商品化や性情報の氾濫等が社会問題となっている。

2 現状と課題

現実には、「男は仕事、女は家庭」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担を反映した制度・慣行等が、今なお根強く存在している。中でも、働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための一つ的手段であり、その権利は男女を問わず保障されるべきものであるにもかかわらず、女性の就労率（約5割）は男性（約7割）に比べ低く、女性が働き続けようと思っても「子どもの面倒をみってくれる場がない」、「家庭における親等の介護で女性に負担がかかっている」、「家族の理解や協力が得られない」などの問題がある。また、企業等において管理職に占める女性の割合は依然として低い状況にある。

また、女性に対する暴力は、女性の人権に対する重大な侵害行為であり、肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるか若しくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力を含んでいる。京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」における平成20（2008）年度の相談件数のうち、暴力に関する相談が27.8%を占めているだけでなく、本市が平成19（2007）年に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」において、実際にドメスティック・バイオレンスの被害経験を持つ女性が31.3%に上っているなど、早期根絶を図るべき問題である。被害者の安全確保はもとより、被害者の状況に応じ、その意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的なケアなど、様々な支援を総合的に、迅速に行うことが求められている。（追加）

3 今後の施策の在り方 男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現する必要がある。そのためには、一人一人の人権を尊重することを基礎としながら、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して各種の取組を推進する必要がある。また、その中では、社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）に基づく固定的な役割分担等にとらわれない視点も必要である。 （保育・学校教育） ・ 男女が共に男女共同参画社会の担い手として尊重、協力し合いながら、健康で明るい家庭、社会生活を営むことのできる能力や態度の育成 ・ 保育、教育活動の中に、性別による固定的な役割分担を反映した慣行や子どもたちへのかかわりが残されていないかの点検、改善 ・ <u>男女平等教育</u>の一環として、学校・家庭・地域の連携の下、子どもたちの性に関する意識や実態に即した<u>性教育</u>の推進	このほかにもセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、様々な形の女性に関する暴力事案の発生や、女性に対する暴力を助長する要因ともなる性の商品化や性情報の氾濫等が社会問題となっている。 3 今後の施策の在り方 男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現する必要がある。そのためには、一人一人の人権を尊重することを基礎としながら、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して各種の取組を推進する必要がある。また、その中では、社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）に基づく固定的な役割分担等にとらわれない視点も必要である。 （保育・学校教育） ・ 男女が共に男女共同参画社会の担い手として尊重、協力し合いながら、健康で明るい家庭、社会生活を営むことのできる能力や態度の育成 ・ 保育、教育活動の中に、性別による固定的な役割分担を反映した慣行や子どもたちへのかかわりが残されていないかの点検、改善 ・ <u>男女平等にかかわる教育</u>の一環として、学校・家庭・地域の連携の下、子どもたちの性に関する意識や実態に即した<u>教育</u>の推進
---	---

(啓発)

- ・ 男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動の積極的な推進，市民等の自主的な取組の支援

(雇用・意思決定)

- ・ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等を図るため，事業者に対する広報，啓発活動の積極的な推進及び事業者の自主的な取組の促進
- ・ 男女があらゆる分野での政策・方針等意思決定過程に参画できるよう，具体的な登用計画の策定に基づく市の審議会等における女性委員の登用の推進，企業，各種団体等の取組の支援

(暴力)

- ・ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど，女性に対するあらゆる暴力を根絶するため，女性の人権尊重に向けた広報・啓発の強化及び関係機関等との連携による被害者への支援

(啓発)

- ・ 男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動の積極的な推進，市民等の自主的な取組の支援

(雇用・意思決定)

- ・ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等を図るため，事業者に対する広報，啓発活動の積極的な推進及び事業者の自主的な取組の促進
- ・ 男女があらゆる分野での政策・方針等意思決定過程に参画できるよう，具体的な登用計画の策定に基づく市の審議会等における女性委員の登用の推進，企業，各種団体等の取組の支援

(暴力)

- ・ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど，女性に対するあらゆる暴力を根絶するため，女性の人権尊重に向けた広報・啓発の強化，相談・救済機能の充実及び関係機関等との連携による被害者への支援

第2章 重要課題（子ども）

旧	新
1 これまでの動向 平成6（1994）年に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として尊重するとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、「子どもの最善の利益」が考慮されるべきこと等が宣言されている。 国においては、憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されてきた。近年の子どもを取り巻く状況から、「次世代育成支援対策推進法」の制定（平成15（2003）年）や関連法（児童福祉法、児童虐待防止法、児童手当法、育児・介護休業法）の改正がなされている。 本市では、これまでから子育て支援を市政の最重要施策の一つに位置付け「いのちと人権をはぐくむ子育て支援都市・京都の創造」に向けて、子ども健全育成と子育て支援施策についての基本的かつ総合的な計画として、平成9（1997）年に「京（みやこ）・子どもいきいきプラン（京都市児童育成計画）」を策定し、児童福祉、母子保健・医療、教育などの分野で様々な施策を推進してきた。平成17（2005）年には、「子育て支援都市・京都」の更なる発展を目指して、子育ての現状や市民ニーズを踏まえ、子育てを総合的かつより効果的に進めるための新たな計画として新「京（みやこ）・子ど	1 これまでの動向 平成6（1994）年に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として尊重するとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、「子どもの最善の利益」が考慮されるべきこと等が宣言されている。 国においては、憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されてきた。近年の子どもを取り巻く状況から、「次世代育成支援対策推進法」の制定（平成15（2003）年）や関連法（児童福祉法、児童虐待防止法、児童手当法、育児・介護休業法）の改正や「子ども・若者育成支援推進法」の制定（追加）がなされている。 本市では、子育て支援を市政の最重要施策の一つに位置付け、平成9（1997）年に「京（みやこ）・子どもいきいきプラン（京都市児童育成計画）」を、平成17（2005）年に、新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」を策定し、児童福祉、母子福祉・医療、教育などの分野で様々な施策を推進してきた。 また、平成19年に「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げることを目指している。

もいきいきプラン」を策定した。

2 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行による地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域の養育力が低下している。
このような中、子育てを巡っての不安や葛藤のほか様々な要因を背景として、育児ノイローゼや児童虐待などが増加している。

本市の児童相談所における虐待にかかわる相談・通告受理件数も、ここ5年で、2倍以上の増加を見せている。児童虐待は、子どもたちの心と体に深い傷跡を残し、全国的には死亡に至る事例も発生していることから、深刻かつ重大な社会問題となっている。

少年非行の問題についても、児童相談所に寄せられる非行に関する相談は、近年減少傾向にあるものの、社会的には、援助交際・薬物乱用・重大触法行為の発生や低年齢化など深刻な現状がある。

学校においては、不登校児童生徒数は、平成13(2001)年度を頂点に、若干ではあるが減少傾向にある。また、いじめについては、件数は横ばい傾向にあるが、いじめにつながる「悪質な悪戯・いやがらせ」は増加傾向にある。全体として、不登校・いじめについて依然として憂慮すべき状況が続いている。

そのほかにも学級崩壊、問題行動、児童買春などの子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題が発生している。

平成21(2009)年度には、子育ての現状や市民ニーズを踏まえ、新たな計画として「京都市未来こどもプラン(仮称)」を策定中である。

2 現状と課題

近年、少子長寿化や核家族化が進行し、地域コミュニティの希薄化などに伴う、家庭や地域の養育力の低下が懸念される状況が続いている。このような中、子育てに対して不安や負担感、孤立感を感じている人も少なくない。

児童虐待に対する社会的関心の高まりもあり、本市の児童相談所における虐待にかかわる相談・通告受理件数は、ここ5年で、約2倍に増えている。児童虐待は、子どもの命に関わる重大な人権侵害であり、依然として深刻な社会問題となっている。

少年非行の問題についても、児童相談所に寄せられる非行に関する相談は、近年増加傾向にあり、援助交際・薬物乱用・重大触法行為の発生や低年齢化など深刻な現状がある。

小・中学校における、不登校児童生徒数は、平成13(2001)年度を頂点に、若干ではあるが減少傾向にあり、また、いじめの認知件数についても、19(2007)年度以降減少傾向にある。しかしながら、暴力行為等の問題行動や児童買春など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生に加え、学校裏サイトでの悪口、誹謗中傷の書き込みなどのいわゆるネットいじめ、携帯電話の危険性や生活習慣の乱れにつながる依存性の問題など、新たな課題も出てきており、

3 今後の施策の在り方

「子どもの権利条約」においても掲げられているように、子どもは、身体・生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体である。更に、子どもは、単に保護・指導の対象としてのみとらえられるのではなく、自らの意見を表明する権利や参加する権利などを保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されなければならない。

また、子どもたちの実態に見られる「いじめ」や「問題行動」、生命を軽視する風潮などの様々な課題や人権を巡る問題は、大人社会の反映であることを改めて認識する必要がある。

子どもを取りまく状況は、全体として依然憂慮すべき状況が続いている。

また、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にある。

3 今後の施策の在り方

「子どもの権利条約」においても掲げられているように、子どもは、身体・生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体である。更に、子どもは、単に保護・指導の対象としてのみとらえられるのではなく、自らの意見を表明する権利や参加する権利などを保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されなければならない。

また、子どもたちの実態に見られるいじめや暴力行為等の問題行動、生命を軽視する風潮などの様々な人権を巡る問題は、大人社会の反映であることを改めて認識する必要がある。

「子どもを共に育む京都市民憲章」や、平成21年7月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨等を踏まえ、社会総がかりで全ての子どもたちの健やかな成長を保障する施策を推進する。

(虐待)

- ・ 児童相談所を中心とした早期発見・早期対応のための体制の確保、また、問題を抱えながら自ら支援を求めない家庭に対する家庭訪問など、虐待の予防から保護、ケアまでを含んだ、総合的な子育て支援策の推進
- ・ P T Aや地域諸団体と連携した児童虐待の早期発見，虐待防止のための教育及び保護者啓発の一層の充実，児童相談所をはじめ関係機関との連携の強化
- ・ 個々の事例に応じた関係機関との連携とネットワークの構築

(不登校，いじめ，問題行動)

- ・ 生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期において，子どもたちが大人とのしっかりした信頼関係の下で，自己肯定感を確立し，子ども同士の仲間意識・他者を認めていく意識を高めていくことを目指した保育の推進
- ・ 温かい人間関係を基盤とし，一人一人がうるおいと活気に満ちた学校生活を送り，存在感や成就感を味わえる学級づくり

(虐待)

- ・ 児童相談所を中心とした早期発見・早期対応のための体制の確保、また、問題を抱えながら自ら支援を求めない家庭に対する家庭訪問など、虐待の予防から保護、ケアまでを含んだ、総合的な子育て支援策の推進
- ・ 日常的に子どもに接する立場にある教職員による，「虐待」や「虐待の兆候」の早期発見とP T Aや地域諸団体等との連携による「予防的啓発」の徹底，児童相談所をはじめ関係機関との連携の強化
- ・ 個々の事例に応じた児童相談所をはじめとする関係機関との連携とネットワークの構築

(不登校，いじめ，問題行動)

- ・ 生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期はもとより学齢期において，子どもたちが大人とのしっかりした信頼関係の下で，自己肯定感を確立し，子ども同士の仲間意識・他者を認めていく意識を高めていくことを目指した保育教育の推進
- ・ スクールカウンセラーの全中学校・高等学校への配置や社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーの配置など，思春期の児童・生徒に対する心のケア，教育相談体制の充実（追加）
- ・ 温かい人間関係を基盤とし，一人一人がうるおいと活気に満ちた学校生活を送り，存在感や成就感を味わえる学級づくり

- 問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するなど，三者が連携した課題解決に向けた取組の推進 - 児童・生徒がいきいきと活動し，そこにいることの喜びや存在感を感じることでできる「心の居場所」づくり - 自尊感情の向上，自己実現を図っていくための様々なスキルの獲得に向けた取組の推進 - 児童相談所・学校・警察・弁護士会・家庭裁判所等関係機関の連携の強化，家庭・地域社会との連携 (安全教育) - 学校の危機管理体制を一層充実するとともに，I T機器を活用して安心安全に関する情報を家庭，地域に発信するなど，学校を中心とした「地域ぐるみの安全」の推進 - 身の周りに起こりうる危険を予測する学習を通して自分の行動を見直し，交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組の推進	- 問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するなど，三者が連携した課題解決に向けた取組の推進 (削除) (削除) - 児童相談所・学校・警察・弁護士会・家庭裁判所等関係機関の連携の強化 (安全教育) - 学校の安全管理体制を一層充実するとともに，I T機器の活用等により安心安全に関する情報を発信するなど，学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの安全」の推進 - 身の周りに起こりうる危険を予測する学習を通して自分の行動を見直し，交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組の推進 (子ども・若者総合支援) すべての子どもの健やかな成長と若者の社会的自立を目指し，総合的，継続的な支援を実施するための体制の整備（追加）
--	---

第2章 重要課題（高齢者）

旧	新
1 これまでの動向 昭和 57 (1982) 年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、平成 3 (1991) 年の第 46 回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌平成 4 (1992) 年の第 47 回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促進するとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、平成 11 (1999) 年を「国際高齢者年」とする決議が採択された。 国においては、平成 7 (1995) 年に制定された高齢社会対策基本法に基づき、国際的な動向も踏まえながら各種の対策を講じてきている。平成 13 (2001) 年には引き続きより一層の高齢社会対策の推進のため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定された。 本市では、昭和 59 (1984) 年「京都市老人福祉中・長期計画」の策定以降、平成 4 (1992) 年には「京都市高齢社会対策推進計画」を策定し、総合的、計画的に取組を推進してきた。平成 15 (2003) 年には「京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画）」を策定し、高齢者一人一人が、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築を目指して、各種の取組を推進している。	1 これまでの動向 昭和 57 (1982) 年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、平成 3 (1991) 年の第 46 回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌平成 4 (1992) 年の第 47 回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促進するとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、平成 11 (1999) 年を「国際高齢者年」とする決議が採択された。 国においては、平成 7 (1995) 年に制定された高齢社会対策基本法に基づき、国際的な動向も踏まえながら各種の対策を講じてきている。平成 13 (2001) 年には引き続きより一層の高齢社会対策の推進のため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定された。 本市では、平成 12 年 (2000) に、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を「京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画）」として一体的に策定し、高齢者福祉施策を総合的に推進してきた。 平成 18 (2006) 年には、国における介護保険制度の見直しの趣旨・動向を踏まえつつ、平成 16 年 12 月に京都市内の 65 歳以上の高齢者等を対象に実施した「高齢者の生活と健康に関する調査」等の結

2 現状と課題 本市では、65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が、政令指定都市の中でも 2 番目（平成 12 年国勢調査）に高く、65 歳以上の高齢者のいる世帯数も総世帯数の約 3 割と急増している。また、子どもや孫と同居する三世帯世帯の割合は著しく減少するなど、核家族化の進行により家庭内で高齢者と子どもがふれあえる機会が減少している現状がある。 更に、本市における高齢者人口に占める要介護（要支援）認定者数の割合は伸び続けており、平成 14(2002)年 10 月現在で 16.36%と、全国平均よりも高い状況にある。介護が必要な高齢者が増加する中で、介護が必要な期間の長期化、介護を行っている家族の高齢化等、介護疲れによる介護放棄や身体的・経済的虐待等の様々な権利侵害が社会問題となっているとともに、介護の多くは妻や娘が担	果などをもとに、介護保険の各サービス量、保険給付費、第 1 号被保険者の保険料を推計するとともに、高齢者保健福祉施策全般にわたる見直しを行って、「第 3 期京都市民長寿すこやかプラン」（平成 18 年度～20 年度）を策定した。 プランは 3 年ごとに見直すこととしており、平成 21（2009）年には「第 4 期京都市民長寿すこやかプラン」（平成 21 年度～23 年度）を策定し、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築を目指して、各種の取組を推進している。 2 現状と課題 本市では、65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が、政令指定都市の中でも 5 番目（平成 17 年国勢調査）に高く、65 歳以上の高齢者のいる世帯数も総世帯数の約 3 割を占めている。また、子どもや孫と同居する三世帯世帯の割合は著しく減少するなど、核家族化の進行により家庭内で高齢者と子どもがふれあえる機会が減少している現状がある。 高齢化の進展に伴い、介護が必要な高齢者が増加する中で、介護疲れによる介護放棄や身体的・経済的虐待等の様々な権利侵害が社会問題となったことから、平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されたところであるが、今後においても認知症高齢者等が安心して地域社会で生活していけるよう、認知症に対する正しい理解
--	--

っており、女性に集中しているという現状がある。

3 今後の施策の在り方

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を十分に生かし、地域社会の中でいきいきと輝いて暮らせる真の長寿社会の実現のためには、すべての市民が長寿社会の諸問題を自分のものとしてとらえ、その理解と関心を深める必要がある。

(学校教育)

- ・ 総合的な学習の時間での福祉をテーマにした学習や学校行事における高齢者との交流、高齢者福祉施設への訪問

(生活環境)

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自らの自立した生活ができるよう、住宅施策と保健福祉施策との連携等による「すまいづくり」やユニバーサルデザインに基づく「まちづくり」の推進など、ソフト・ハードの両面からの高齢者の生活環境の整備

の普及活動や相談機能の充実、関係機関の連携を進めると同時に、高齢者虐待防止法の施行を踏まえた地域権利擁護対策の推進、成年後見制度の利用支援を行っていく必要がある。

3 今後の施策の在り方

高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験、技能を社会の様々な分野に生かされ、高齢者が誇りと生きがいをもって、満足度の高い生活を送ることができるまちづくりを進めるためには、長寿化の進展に伴う諸課題は高齢者のみの課題として捉えるのではなく、市民一人ひとりが共通の課題として認識し、その理解と関心を深める必要がある。

(学校教育)

- ・ 総合的な学習の時間での福祉をテーマにした学習や「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業等における高齢者との交流、高齢者福祉施設への訪問

(生活環境)

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自らの自立した生活ができるよう、住宅施策と保健福祉施策との連携等による「すまいづくり」やユニバーサルデザインに基づく「まちづくり」の推進など、ソフト・ハードの両面からの高齢者の生活環境の整備

(社会参加)

- ・ 高齢者が、健康で生きがいを持って自己の生活を主体的、積極的に築いていくことができるよう、社会参加の場を提供しつつ、様々な機会を活用して、高齢者の意識向上を促し、社会参加への意欲の高揚につなげる取組の推進
- ・ 様々な世代が共に参加できる多様なイベントの開催、高齢者福祉施設と児童福祉施設等との合築・併設の検討など、世代間が交流できる機会の提供

(介護予防)

- ・ 介護が必要となる状態になる前からの健康づくりや介護予防が重要であることから、疾病予防のほか、身体機能の低下予防、機能訓練の充実など、保健、医療、福祉の各分野の連携による介護予防の積極的な推進

(認知症高齢者)

- ・ 認知症高齢者とその家族が地域社会から孤立しないよう、認知症（痴ほう症）に対する正しい知識と理解の普及、啓発活動の推進
- ・ 自己の判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守る権利擁護対策の推進、特に、積極的な成年後見制度の普及啓発・利用促進
- ・ 高齢者の尊厳を支えるケアの確立

(社会参加)

- ・ 高齢者が、健康で生きがいを持って自己の生活を主体的、積極的に築いていくことができるよう、社会参加の場を提供しつつ、様々な機会を活用して、高齢者の意識向上を促し、社会参加への意欲の高揚につなげる取組の推進
- ・ 様々な世代が共に参加できる多様なイベントの開催、高齢者福祉施設と児童福祉施設等との合築・併設の検討など、世代間が交流できる機会の提供

(介護予防)

- ・ 介護が必要となる状態になる前からの健康づくりや介護予防が重要であることから、疾病予防のほか、身体機能の低下予防、機能訓練の充実など、保健、医療、福祉の各分野の連携による介護予防の積極的な推進

(認知症高齢者)

- ・ 認知症高齢者とその家族が地域社会から孤立しないよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及、啓発活動の推進
- ・ 自己の判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守る権利擁護対策の推進、特に、積極的な成年後見制度の普及啓発・利用促進
- ・ 高齢者の尊厳を支えるケアの確立

(虐待)

- ・ 要介護者対策及びその家族の負担軽減を含む総合的な支援
- ・ 高齢者の虐待が重大な人権侵害であることについての認識と理解を深めるための啓発活動の推進

- ・ 在宅介護における高齢者への虐待については、児童虐待と同様に早期介入など踏み込んだ対処が必要であることから、虐待防止に関する法的整備についての国への働きかけ

(虐待)

- ・ 要介護者対策及びその家族の負担軽減を含む総合的な支援
- ・ 高齢者の虐待が重大な人権侵害であることについての認識と理解を深めるための啓発活動の推進

(削除)

第2章 重要課題（障害者→障害のある人）

旧	新
1 これまでの動向 国連は、昭和 56（1981）年を「国際障害者年」とすることを決議し、各国において障害者福祉を増進するように提唱した。これを受けて、国においては、昭和 57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」、平成 7（1995）年 12 月に「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年戦略）」を策定し、平成 14（2002）年 12 月には新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施 5 か年計画」を策定して、障害者福祉の取組を進めている。<u>平成 16（2004）年 6 月には、障害者基本法が改正され、障害を理由とした差別をしてはならないことが明記された。また、「自閉症、学習障害などの発達障害者の支援に関する法律（発達障害者基本法）」が平成 17（2005）年度から施行される。</u> 本市では、障害のある市民の社会への「完全参加と平等」の実現	1 これまでの動向 国連は、昭和 56（1981）年を「国際障害者年」とすることを決議し、各国において障害者福祉を増進するように提唱した。これを受けて、国においては、昭和 57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」、平成 7（1995）年 12 月に「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年戦略）」を策定し、平成 14（2002）年 12 月には新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施 5 か年計画」を策定して、障害者福祉の取組を進めている。<u>平成 16（2004）年 6 月には、障害者基本法が改正され、障害を理由とした差別をしてはならないことが明記され、さらに平成 17 年（2005）年 4 月には、発達障害を定義し、発達障害のある方に対する生活全般にわたる支援の促進等を図る「発達障害者支援法」が施行された。また、平成 18（2006）年 12 月の国連総会で障害のある方の権利及び尊厳を保護・促進することを目的とする「障害者権利条約」が採択され、世界 80 ヶ国が批准するとともに（平成 22（2010）年 2 月末現在）、平成 19（2007）年 9 月には我が国も署名し、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に代わる新たな総合的な福祉法制の制定、障害者差別禁止法の在り方等、批准のために必要となる国内法令の整備をはじめとする障害のある方に係る制度改革について検討が進められている。</u> 本市では、障害のある市民の社会への「完全参加と平等」の実現

を図るために、昭和 58（1983）年に「国際障害者年京都市行動計画」を策定した。同計画の期間終了後の平成 4（1992）年 10 月には、社会情勢等に則して改正を加えた「国際障害者年第 2 次京都市行動計画」を策定するとともに、平成 10（1998）年 4 月には、同計画の重点施策実施計画として「京都市障害者いきいきプラン」を策定し、取組を進めてきた。

一方、精神障害については、平成 8（1996）年 4 月の「精神保健福祉法」の大都市特例施行に伴い、大半の事務事業が京都府から本市に移管されことを受けて、平成 11（1999）年 3 月には、本市の精神保健福祉施策を総合的に推進するため「京都市こころのふれあいプラン」を策定し、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた取組を進めている。

「京都市障害者いきいきプラン」や「京都市こころのふれあいプラン」等が最終年度を迎えた平成 15（2003）年 3 月には、身体、知的、精神の 3 障害一体の計画として「京都市障害者施策推進プラン」を策定し、福祉、保健・医療、教育、雇用・就労など 7 つの分野から障害者施策を推進することとした。同プランでは、障害者施策 7 分野の 1 番目に「人権の尊重と理解・協働の促進」を掲げており、すべての市民がふれあいを通じて共に支え合っていくことができる共生社会の実現を目指して、各種の取組を進めている。

また、学校教育においては、障害のある児童・生徒一人一人がその可能性を最大限に発揮し自立・社会参加できるよう、障害のある児童一人一人の状態や発達段階等に応じた教育の推進、充実に積極

を図るために、昭和 58（1983）年に「国際障害者年京都市行動計画」を策定し、平成 4（1992）年 10 月には、同計画を継承・発展させた「国際障害者年第 2 次京都市行動計画」を策定するとともに、同計画の重点施策実施計画として、平成 10（1998）年 4 月には、「京都市障害者いきいきプラン」を、平成 11（1999）年 3 月には、「京都市こころのふれあいプラン」を策定し、これら計画の期間終了後の平成 15（2003）年 3 月には、身体・知的・精神の 3 障害一体の計画として「京都市障害者施策推進プラン」を策定し、総合的かつ計画的な障害保健福祉施策を展開してきた。

「京都市障害者施策推進プラン」を策定した後、平成 18（2006）年 4 月に「障害者自立支援法」が施行されるなど、障害のある方を取り巻く環境が大きく変化してきており、同プランが平成 19 年度をもって計画前半期を終え、重点項目の取組等に一定の区切りがついたことや、平成 18（2006）年 11 月に実施した「京都市障害者生活状況調査」の結果等も踏まえ、平成 20（2008）年 10 月に後継プランとして「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」を策定し、「みとめあう」「ささえあう」「すこやかに」「はぐくむ」「くらす」「はたらく」「ととのえる」の 7 つの分野から 161 の施策を推進している。

また、学校教育においては、障害のある児童・生徒一人一人がその可能性を最大限に発揮し自立・社会参加できるよう、障害種別の枠を超えた全国初の総合制・地域制の総合支援学校を開校した。

的に取り組んでおり、平成 16(2004)年には、障害種別の枠を超えた全国初の地域制の総合養護学校を開校した。

2 現状と課題

昭和 56(1981)年の「国際障害者年」以降、各種の取組を通じて、ノーマライゼーションの理念は徐々に定着しつつあるが、平成 13(2001)年 10 月に実施した「京都市障害者実態調査」(身体・知的障害児者を対象)では、外出の際の問題点として、「道路や駅に階段や段差が多い」、「道路に障害物が多い」などの意見のほか、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられており、物理的な障害のほかに、無理解、無関心といった問題が依然として存在している。また、平成 13(2001)年 11 月に実施した「京都市精神保健福祉に関する調査」でも、「精神障害やてんかんに対する理解を深める活動」を要望する方が高い比率になっているとともに、地域生活をするうえで「となり近所とのつきあい」に困っているという意見も多く、精神に障害のある市民を取り巻く地域社会において、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

「京都市障害者実態調査」では、「障害のある人の権利を守る施策」を要望した人の比率が、身体障害児者で約 20%、知的障害児者で約 30%あった。平成 15(2003)年度から障害者福祉サービスの

さらに総合育成支援員の配置やすべての学校に総合育成支援教育委員会を設置するなどの指導体制の整備とともに、教員の専門性の向上を図るなど、障害のある子どもの状態や発達段階等に応じた教育の推進、充実に積極的に取り組んでいる。

2 現状と課題

平成 18 年 11 月に実施した「京都市障害者生活状況調査」では、身体障害のある市民の高齢化が一層進んでいること、また、3 障害のいずれにおいても主な介護者の高齢化が顕著となっていることが明らかとなった。

また、外出時の問題点として、「道路や駅に階段や段差が多い」、「道路に自転車などの障害物が多い」等の意見の比率が高く、なお、既存施設等のバリアフリー化が課題となっているほか、「駅や道路の案内表示がわかりにくい」という意見が多く寄せられていることから、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人にとってできる限り利用しやすいまちづくり、ものづくりを推進していく必要がある。

就労の状況については、授産施設・共同作業所などで働いている方の比率が、知的障害者の 52.6%、精神障害者の 33.1%となっていますが、このうち企業での就労を希望する方はそれぞれ 24.0%、54.0%となっており、今後も、希望者が企業就労できる条件整備を進めていく必要がある。

福祉施策への要望としては、「公的年金等所得保障の充実」や「障

一部が事業者との契約により利用する支援費制度に移行したことから、利用者保護が必要となっている。

また、自閉症児等に対する療育の普及に先進的に取り組んでいるが、他の医療機関での取組が広まっていない現状において、多くの待機児童が生じているほか、学校教育分野においても、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の観点から、学習障害等による特別な教育的支援が必要な子どもたちに対する新しい教育支援システムの確立が、緊急を要する課題となっている。

3 今後の施策の在り方

障害の有無という区別の仕方や、福祉的な施策の対象者というところではなく、障害者の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また、障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する必要がある。

障害のあるひとの雇用の促進」の比率の高さが目立った。障害のある方の自立と社会参加を進めるためには、就労を支援する一層の取組とともに、安定的で十分な所得保障が図られることも重要である。また、「障害のある人に理解と関心をもつ」や「精神障害やてんかんへの理解」といった意見の比率は依然として高く、各種の取組を通じてノーマライゼーションの理念の普及が着実に進んでいる中にあっても、障害に対する無理解、無関心といった問題が依然として存在していることが明らかとなった。

また、平成 17（2005）年 4 月の発達障害者支援法施行後、自閉症等の発達障害に対する市民の関心が高まっており、増加する発達障害に関する相談への対応や、自閉症児等に対する療育等について、取組のさらなる充実が求められるほか、生涯にわたる個別の支援計画の充実と早期発見・早期支援の観点から福祉・医療・教育・保育・雇用など多方面の連携が必要となっている。

3 今後の施策の在り方

障害の有無という区別の仕方や、福祉的な施策の対象者というところではなく、障害のある市民もない市民も、人権を尊重される社会の対等な構成員、権利の主体であるとともに、社会の一員として責任を分担する存在であるという視点を基本とし、すべての市民が個人として厚く尊重され、いきいきと活動しながら、相互に支え合い安心してらせるまちづくりを推進していく必要がある。

(保育・学校教育)

- ・ 障害のある子に対する発達状況を考慮した保育，援助指導
- ・ 障害のある子もない子も共に育ち合う保育の推進
- ・ 身体障害，知的障害のある子どもや，LD（学習障害），ADHD（注意欠陥／多動性障害），高機能自閉症等の子どもも含め，障害による特別な教育的支援が必要な子どもに対する，一人一人のニーズに応じた教育の充実
- ・ 地域の総合育成支援教育相談センターである総合養護学校における相談・支援，情報発信等による，就学前から卒業までの生涯にわたる総合的な支援
- ・ 「企業就職」を希望する高等部生徒や保護者のニーズにこたえるため，働く意欲の向上，働くためのより専門的な知識や技能の習得，産業現場等での実習の活用など，卒業後を見据えた教育の拡充

(保育・学校教育)

- ・ 障害のある子に対する発達状況を考慮した保育，援助指導
- ・ 障害のある子もない子も共に育ち合う保育の推進
- ・ LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害），高機能自閉症等の発達障害の状態や特性に基づき指導の目標や内容を明確にして，常に家庭との連携を基本とした指導を行う。
- ・ 小中学校育成学級，普通学級及び総合支援学校に在籍する障害のある子ども一人一人の学習上・生活上の課題を明確化し，全教職員の共通認識のもと，「個別の指導計画」等を作成し，一貫性のある組織的指導の充実に取り組む。
- ・ 必要な支援の検討や実践等を校内委員会を中心として組織的に行う体制を確立し，課題解決に向けた学習内容や指導形態の工夫を行い，教職員が一体となって子どもに応じた必要な支援・指導の充実を図る。
- ・ 全総合支援学校に設置している「育（はぐくみ）・支援センター」における，総合育成支援教育についての相談・支援体制の充実。
- ・ 企業就職を希望する生徒や保護者のニーズに応えるため，総合支援学校高等部職業学科において，働くための幅広い知識や技術とともに意欲の向上につながるよう取組の充実を図る。さらに，平成21年度に48名から60名に拡大した職業学科の募集定員の更なる拡大に向けた取組の推進。

(自閉症児者等及びその家族への支援の充実)

- ・ 自閉症児者等に対する支援を総合的に行うため、自閉症・発達障害支援センターを設置し、児童福祉センターの自閉症発達外来などと十分連携しつつ、相談から療育、就労支援、啓発などを実施

(啓発)

- ・ 障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある市民に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進

(権利擁護システムの充実)

- ・ 知的障害や精神障害のある市民の権利が守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の利用の促進

(精神障害のある市民の自立促進)

- ・ 精神病院への実地指導や精神医療審査会などによる適正な精神医療の確保
- ・ 病状が安定して入院治療の必要がないにもかかわらず、地域における生活支援体制が十分でないなどの理由で入院を余儀なくされ

(自閉症児者等及びその家族への支援の充実)

- ・ 発達障害者支援センター「かがやき」において、発達障害（自閉症スペクトラム障害・注意欠陥／多動性障害・学習障害等）のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発・研修の4つの機能による事業を展開

(啓発)

- ・ 障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある市民に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進

(権利擁護システムの充実)

- ・ 知的障害や精神障害のある市民の権利が守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の利用の促進

(精神障害のある市民の自立促進)

- ・ 精神科病院への実地指導や精神医療審査会などによる適正な精神医療の確保
- ・ 病状が安定して入院治療の必要がないにもかかわらず、地域における生活支援体制が十分でないなどの理由で入院を余儀なくされ

ているいわゆる社会的入院者への退院促進支援

(社会参加・交流の促進)

- ・ 手話通訳者や要約筆記者の配置，録音図書等の貸出，対面朗読等の実施など，障害のある市民が学習講座等に参加できる条件の整備
- ・ 手話通訳者，要約筆記者，点訳奉仕員，障害者スポーツ指導者の養成講座等の実施
- ・ 障害のある市民とない市民の協働と交流の促進，地域の人々とのふれあいやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進

- ・ 企業等に対する障害者の積極的な雇用の促進や，障害のある人もない人も共に働ける職場づくりの促進のための啓発活動の推進

ているいわゆる社会的入院者への退院促進支援

(社会参加・交流の促進)

- ・ 手話通訳者や要約筆記者の配置，録音図書等の貸出，対面朗読等の実施など，障害のある市民が学習講座等に参加できる条件の整備
- ・ 手話通訳者，要約筆記者の派遣や，点訳奉仕員，音訳奉仕員，手話奉仕員，要約筆記者の養成講座等の実施
- ・ 障害のある市民とない市民の協働と交流の促進，地域の人々とのふれあいやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進

(障害のある市民の就労支援) (表題追加)

- ・ 障害のある市民が，その意欲と能力と適性に応じて，生きがいと希望を持って働くことができるよう，福祉的就労から一般就労まで，すべての働き方に対して，福祉・教育・労働関係機関や企業等との連携・協働による取組の推進
- ・ 企業等に対する障害者の積極的な雇用の促進や，障害のある人もない人も共に働ける職場づくりの促進のための啓発活動の推進

(まちづくり)

- ・ 建築，公共交通機関，道路，公園等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるバリアフリー化の推進
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づき，社会のあらゆる分野において，誰もが障壁を感じる事のない生活環境をつくることを目指した京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づく取組の推進

(まちづくり)

- ・ 年齢，性別，国籍，文化，心身的能力や状態といった人の様々な特性や違いを超えて，誰もが障壁を感じる事のない生活環境をつくることを目指した京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づく取組の推進
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づき，建築，公共交通機関，道路，公園等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるバリアフリー化を推進

第2章 重要課題（同和問題）

旧	新
1 これまでの動向 本市の同和対策事業は、大正8（1919）年、全国に先駆けて<u>同和地区内</u>に託児所を設置したことに始まる。本格的には、昭和26（1951）年のオールロマンス事件を契機として、翌年に「今後における同和施策運営要綱」を策定し、同和問題の解決を本市の最重点課題の一つとして位置付け、市政全般にわたる取組を開始した。 国の同和対策事業は、昭和40（1965）年の同和対策審議会答申を踏まえて施行された昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」、昭和57（1982）年の「地域改善対策特別措置法」、昭和62（1987）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」によって、環境改善をはじめ教育、保健、福祉、就労、啓発等の施策が推進されてきた。 本市においては、昭和44（1969）年、同和対策事業特別措置法が制定されたことを受けて、<u>本市において各部局</u>の取組方針を明記した「京都市同和対策長期計画」を策定し、同和対策事業の量的な拡大と質的な充実を図った。昭和62（1987）年には、それまで実施してきた事業を総合的に点検し、同和問題の解決に至るまでの基本的指針として「同和問題の解決を目指す京都市総合計画（案）」を策定し、<u>これに基づき今日までの環境の改善</u>、教育の充実、職業安定対策、隣保館を拠点とする各種施策及び市民啓発活動を基本5施策として取組を推進してきた。	1 これまでの動向 本市の同和対策事業は、大正8（1919）年、全国に先駆けて<u>旧同和地区内</u>に託児所を設置したことに始まる。本格的には、昭和26（1951）年のオールロマンス事件を契機として、翌年に「今後における同和施策運営要綱」を策定し、同和問題の解決を本市の最重点課題の一つとして位置付け、市政全般にわたる取組を開始した。 国の同和対策事業は、昭和40（1965）年の同和対策審議会答申を踏まえて施行された昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」、昭和57（1982）年の「地域改善対策特別措置法」、昭和62（1987）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」によって、環境改善をはじめ教育、保健、福祉、就労、啓発等の施策が推進されてきた。 本市においては、昭和44（1969）年、同和対策事業特別措置法が制定されたことを受けて、<u>本市の各部局</u>の取組方針を明記した「京都市同和対策長期計画」を策定し、同和対策事業の量的な拡大と質的な充実を図った。昭和62（1987）年には、それまで実施してきた事業を総合的に点検し、同和問題の解決に至るまでの基本的指針として「同和問題の解決を目指す京都市総合計画（案）」を策定し、<u>これに基づき、環境の改善</u>、教育の充実、職業安定対策、隣保館を拠点とする各種施策及び市民啓発活動を基本5施策として取組を推進してきた。

国において、平成 8（1996）年 5 月に、地対財特法期限後における同和問題の早期解決に向けた取組の在り方について、地域改善対策協議会から意見具申が出された。それを踏まえて、地域改善対策特定事業については、平成 14（2002）年 3 月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、以後は、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられることになった。

本市においても、同和問題の解決に向けた長年の取組と同和地区住民、関係団体等の努力とがあいまって、同和地区の住環境や住民の生活実態は大きく改善され、同和行政は大きな成果を挙げてきた。このことを踏まえ、本市では、地対財特法の期限である平成 13（2001）年度末に特別施策としての同和対策事業を終結した。しかし、同和問題を解決するうえで残された課題があることから、平成 14（2002）年 1 月に「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」を策定し、同和問題の早期解決に向けた平成 14（2002）年度以降の取組の在り方を取りまとめた。

2 現状と課題

特別施策としての同和対策事業は、同和問題の解決の重要性と緊急性から、施策の対象を同和地区又は地区住民に限定し、一般施策を補完する特別措置として実施してきたところであり、同和地区住民、関係団体との努力とがあいまって、その住環境や生活実態は大きく改善されてきた。このことを踏まえ、本市は、平成 14（2002）年 3 月末をもって特別施策としての同和対策事業を終結した。

その後、平成 8（1996）年 5 月に、地対財特法期限後における同和問題の早期解決に向けた取組の在り方について、地域改善対策協議会から意見具申が出された。国においては、それを踏まえ、地域改善対策特定事業について、平成 14（2002）年 3 月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、以後は、旧同和地区以外の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられることになった。

本市においても、同和問題の解決に向けた長年の取組と旧同和地区住民、関係団体等の努力とがあいまって、旧同和地区の住環境や住民の生活実態が大きく改善され、同和行政が大きな成果を挙げてきたことを踏まえ、地対財特法の期限である平成 13（2001）年度末に特別施策としての同和対策事業を終結した。そして、同和問題を解決するうえで残された課題については、平成 14（2002）年 1 月に策定した「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」に基づき、一般施策の実施により、課題の解決に取り組むこととした。

2 現状と課題

特別施策としての同和対策事業は、同和問題の解決の重要性と緊急性から、施策の対象を旧同和地区又は住民に限定し、一般施策を補完する特別措置として実施してきたところであり、旧同和地区住民、関係団体との努力とがあいまって、その住環境や生活実態は大きく改善され、このことを踏まえ、本市は、平成 14（2002）年 3 月末をもって特別施策としての同和対策事業、すなわち同和行政を終

しかしながら、市民意識、教育、崇仁地区の環境改善など、同和問題を解決するうえでの課題は残されており、また、旧地対財特法が規定する対象地域においては、このほかにも、人口の減少や少子高齢化の急速な進展など、現代社会の課題が特に顕著に現れている。

市民意識については、人権問題に関する意識はかなり高まってきたとはいえ、現実には、部落差別につながるおそれのある身元調査、差別落書き、インターネット上の掲示板等への差別表示の掲載など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が跡を絶たない状況がある。また、市民に同和問題についての誤った認識を与える「えせ同和行為」が依然として存在し、同和問題解決の障害となっている。

学校教育では、これまでの取組の結果、高校進学率に象徴されるように学力水準は向上したが、近年、再び学年進行に伴い低学力層に偏る傾向の顕在化、高校非卒業率、大学進学率の格差などの課題が残されている。

また、これまでの同和対策事業の成果により、より広がりのある職業分野に進出し、仕事の安定が図られることによって、若年層及び壮年層の経済状況が安定した層が地区外へ転出したことなどにより、経済的にも教育・文化的にも厳しい条件におかれている家庭の割合は増加してきている。

結した。

これまでの取組により、同和問題の解決に向けて大きく前進し、市民の間で人権尊重の意識は着実に定着しつつある。一方、インターネット上の掲示板等への悪質な書込みや戸籍等の不正取得など、人権侵害につながるおそれのある行為が見受けられ、これらへの適切な対応が求められている。

あわせて、長年の同和問題の解決に向けた取組は、成果とともに負の側面を生み出してきたことも事実であり、そのことが、市民の間に同和行政に対する不信感を生み出し、同和問題の真の解決のための支障となっているため、本市は、平成 20（2008）年 3 月に「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」（以下、「総点検委員会」という。）を設置し、同和行政終結後の行政の在り方について総点検し、必要な改革、見直しを行うこととした。

総点検委員会においては、本市が検討をお願いした 6 つの項目（①自立促進援助金制度の見直しについて、②コミュニティセンターの在り方について、③改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について、④崇仁地区における環境改善について、⑤市立浴場等の地区施設の在り方について、⑥市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について）のうち、同和奨学金とともに運用されてきた自立促進援助金制度について、平成 20（2008）年 8 月、その廃止を求める中間報告をとりまとめた。さらに、平成 21（2009）年 3 月、その他の 5 項目と今後の行政の在り方について、見直し・改善や行政の刷新を求める報告書を本市に提出した。

	これらの報告書に基づき、本市では次の取組を進めている。 ① 自立促進援助金制度の見直しについては、平成 20（2008）年 12 月、自立促進援助金制度を廃止したうえで、同和奨学金の返還を求める際の債務の取扱いに関する条例を制定し、借受者に対し理解を求める取り組みを進めている。 ② コミュニティセンターの在り方については、平成 23（2011）年 3 月末をもってコミュニティセンターを廃止し、全市民的な観点から様々な行政課題や市民ニーズに応じた施設へと転用を検討している。 ③ 改良住宅の管理については、直ちに公営住宅との差を解消し、改良住宅の建て替えに当っては、これまでと同様の建て替えでなく、多様な住宅の供給を推進することとしている。 ④ 崇仁地区における環境改善については、将来ビジョンや新たな土地の利活用などの検討として、市民や地元まちづくり組織の代表、有識者で構成する「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」を設けて、検討を開始している。 ⑤ 市立浴場等の地区施設の在り方については、市立浴場につき、入浴料改定による民間浴場との料金格差の是正を実施しており、学習施設・保健所分室につき、事業の廃止を行うとともに、全市民的観点からの転用の検討を開始している。 ⑥ 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方については、市民啓発と企業啓発との統合による効果的、効率的な人権啓発推進体制の整備を行っている。
--	--

3 今後の施策の在り方

本市は、平成 14（2002）年 3 月をもって特別施策としての同和対策事業は終結したが、今後は、同和問題の早期解決を目指し、「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」で示す「同和問題が解決された姿」を実現するため、地域や対象を限定せず、住民一人一人の置かれている状況を踏まえた課題に焦点を当てることにより、個々のニーズに応じた一般施策を的確に実施し、今日までの大きな成果が損なわれることがないように取り組む。

（保育・学校教育）

- ・ 保護者との連携の下、一人一人の子どもたちの豊かに伸びる可能性を引き出し、主体的な生きる力をつける保育の推進
- ・ 多くの子どもたちや保護者、住民が集い、交流する場となりつつある保育所における同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発の推進
- ・ 児童・生徒の課題を踏まえ、一人一人の学力を向上させ、進路の保障を図るため、主体的努力を引き出し、自己実現に向けた自立を支援
- ・ 「人権教育指導資料集」を効果的に活用した、同和問題をはじめとする人権問題解決への実践的態度の基礎の育成

（啓発）

- ・ 講演会など様々な手法による学習機会の提供
- ・ NPOの活動に対する支援など市民の自主的な学習活動の促進

3 今後の施策の在り方

今後とも、報告書で示されたオープンな（開かれた）行政，オーディナリーな（あらゆる意味において特別でない，普通の）行政，行政の行政依存からの脱却という 3 つの視点に基づき今後の行政の在り方を刷新することにより，市民の共感と理解を得ながら，一般施策を的確に実施し，今日までの大きな成果を損なうことがないよう取組を進める。

（教育・啓発）

- ・ 保護者との連携の下、一人一人の子どもたちの豊かに伸びる可能性を引き出し、主体的な生きる力をつける保育の推進
- ・ すべての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育としての取組の一層の充実
- ・ 「人権教育指導資料集」を効果的に活用した、人権問題解決への実践的態度の基礎の育成
- ・ 市民一人一人が人権尊重を日々の生活で実践し、人権問題の解決に向けて主体的な役割を果たすことを目指した効果的な啓発活動の推進
- ・ 講演会など様々な手法による学習機会の提供
- ・ NPOの活動に対する支援など市民の自主的な学習活動の促進
- ・ 企業等における就職の機会均等を保障する公正な採用選考を促進するための啓発活動の推進
- ・ 市民啓発と企業啓発の一体的な推進，身近な行政機関である区役

・ 企業等における就職の機会均等を保障する公正な採用選考の促進及び同和問題についての啓発活動の推進 ・ 保護者一人一人が人権尊重を日々の生活で実践し、人権問題の解決に向けて主体的な役割を果たすことを目指した効果的な啓発活動の推進 ・ 市民啓発と企業啓発の一体的な推進，身近な行政機関である区役所，個別の課題に応じた専門機関での取組など，行政内部や関係機関の連携による効果的，効率的な啓発活動の実施 【平成２１年度３行追加】 (コミュニティセンターの活用) *コミュニティセンター条例の改正により，平成２１年４月１日削除 【削除内容（以下３行）】 ・ 「市民の自主的な取組の支援」，「市民相互の交流と共生」，「人権尊重のまちづくり」を視点とした，人権文化の息づくまちづくりを進めるための市民の交流，地域コミュニティ活動の拠点としての活用 (まちづくり) ・ 地域住民とのパートナーシップの下，各地区の実態を踏まえた良好な居住環境の形成，健全なコミュニティの維持・発展，周辺地域との交流，「住み続けられるまち」を目指した住環境整備施策の推進	所，個別の課題に応じた専門機関での取組など，行政内部や関係機関の連携による効果的，効率的な啓発活動の実施 (削除) (削除)
---	---

第2章 重要課題（外国人・外国籍市民）

旧	新
1 これまでの動向 昭和 23 (1948) 年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が国連総会で採択されたのを受け、「国際人権規約」をはじめ、「難民条約」、「女子差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「移住労働者条約」などの人権に関する条約が国連において採択された。 <u>我が国においても、昭和 54 (1979) 年に「国際人権規約」を批准し、国籍を越えた人権保障の権利の在り方について問い直されることとなった。</u>昭和 56 (1981) 年には「難民条約」を批准し、これに伴い、国民年金法や児童扶養手当法等の社会保障関係法令から国籍要件を撤廃するなどの法整備が行われた。昭和 55 (1980) 年には「女子差別撤廃条約」に署名した後、昭和 59 (1984) 年に国籍法を改定し、従来の父系血統主義から父母両系主義に改めた。 また、平成 12 (2000) 年には外国人登録法の改正により指紋押捺制度の全廃などが実現し、平成 16 (2004) 年には、学校教育法施行規則の改正により、外国人学校（一部を除く）卒業生への大学入学資格が付与されるなど、在住外国人の法的地位と権利擁護のための法整備が行われている。 本市では、平成 9 (1997) 年に「京都市国際化推進大綱」を策定し、本市に暮らす外国籍の人々を国籍の異なる市民であるという意味で、「外国籍市民」と位置付け、すべての人々の人権を尊重し、	1 これまでの動向 昭和 23 (1948) 年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が国連総会で採択されたのを受け、「国際人権規約」をはじめ、「難民条約」、「女子差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「移住労働者条約」などの人権に関する条約が国連において採択された。 <u>我が国においても、昭和 54 (1979) 年に「国際人権規約」を批准した。</u>昭和 56 (1981) 年には「難民条約」を批准し、これに伴い、国民年金法や児童扶養手当法等の社会保障関係法令から国籍要件を撤廃するなどの法整備が行われた。昭和 55 (1980) 年には「女子差別撤廃条約」に署名した後、昭和 59 (1984) 年に国籍法を改定し、従来の父系血統主義から父母両系主義に改めた。<u>平成 7 (1995) 年には、「人種差別撤廃条約」に加入した。（追加）</u> また、平成 12 (2000) 年には外国人登録法の改正により指紋押捺制度の全廃などが実現し、平成 16 (2004) 年には、学校教育法施行規則の改正により、外国人学校（一部を除く）卒業生への大学入学資格が付与されるなど、在住外国人の法的地位と権利擁護のための法整備が行われている。 本市では、平成 9 (1997) 年に「京都市国際化推進大綱」を策定し、本市に暮らす外国籍の人々を国籍の異なる市民であるという意味で、「外国籍市民」と位置付け、すべての人々の人権を尊重し、「共

「共に生きる社会」を築くことを基本的な考えとして示した。平成 10（1998）年には、外国籍市民の市政への参加を促進することを目的に、外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し、本市が取り組むべき課題などについて意見を求める機関として「京都市外国籍市民施策懇話会」を設置した。平成 13（2001）年には、本市一般職の採用に係る国籍要件を緩和し、平成 14（2004）年度からは医療通訳派遣事業を実施するなど、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めている。

学校教育においては、平成 4（1992）年に策定した「京都市立学校外国人教育方針」の下、すべての児童・生徒が国や民族の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養うことを目指した取組を進めている。

「共に生きる社会」を築くことを基本的な考えとして示した。平成 10（1998）年には、外国籍市民の市政への参加を促進することを目的に、外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し、本市が取り組むべき課題などについて意見を求める機関として「京都市外国籍市民施策懇話会」を設置した。平成 13（2001）年には、本市一般職の採用に係る国籍要件を緩和し、平成 16（2004）年度からは医療通訳派遣事業、平成 19（2007）年度からは外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業を実施するなど、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めている。

平成 20（2008）年度には、大綱策定から 10 年が経過し、新しく市内に居住する外国人の増加等、本市の国際化を取り巻く環境が変化していることから、こうした変化に適切に対応するため、国際化の新たな指針となる「京都市国際化推進プラン」を策定した。（追加）

学校教育においては、平成 4（1992）年に策定した「京都市立学校外国人教育方針」の下、すべての児童・生徒が国や民族の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養うことを目指した取組を進めている。

また、平成 21（2009）年 3 月には、日本国籍をもつ「韓国・朝鮮にルーツをもつ児童・生徒」をはじめ、中国・アジアなどからの新たな渡日外国人や外国にルーツをもつ児童・生徒の増加などの状況を踏まえ、「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」を、学校・園に通知し、取組の充実を図っている。（追加）

2 現状と課題

本市人口の約3%を占める外国人登録者数のうち、7割が韓国・朝鮮籍である。近年は、留学生や就学生、中国からの帰国者の家族等をはじめ、中国籍やフィリピン籍等の新定住外国籍市民は増加する傾向にあり、民族、国籍が多様化している。

外国人・外国籍市民は、教育、就職、住宅、福祉をはじめ、生活の様々な面において、外国人であるという理由だけで差別や不利益を受けるという問題がある。

3 今後の施策の在り方

すべての人々が、民族、国籍、文化等の違いを互いに理解し合い、また、外国籍市民が制度上の格差等による不利益を被ることのない、すべての人の人権が尊重される多文化共生社会を実現する必要がある。

(保育・学校教育)

- 子どもたち同士が文化の違いを認め合い、お互いを尊重し合える心を育てる保育の推進、外国の絵本など、乳幼児期から多様な文化

2 現状と課題

本市人口の約3%を占める外国人登録者数のうち、約6割が韓国・朝鮮籍である。近年は、留学生や就学生、中国からの帰国者の家族等をはじめ、新しく市内に居住する外国人が増加している。また、外国籍市民に加え、日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚により生まれた子どもなど、日本国籍を持ちながら、外国にルーツをもつ人々もたくさん暮らしている。

外国籍市民は、教育、就職、住宅、福祉をはじめ、生活の様々な面において、外国籍であるという理由だけで差別や不利益を受けるという問題がある。また、新しく市内に居住する外国人の増加に伴って、言葉や文化の違いに起因する様々な問題が一層顕在化している。(追加)

3 今後の施策の在り方

「京都市国際化推進プラン」に基づき、国籍や文化の違いを超えて、お互いを理解し、尊重し合う「多文化共生社会」の実現に向けて着実に取り組む。従来の施策は、外国籍の人々を対象としていたが、今後は、外国籍の人だけでなく、外国にルーツをもつ全ての人
が暮らしやすく、活躍できるまちづくりを行う。

(保育・学校教育)

- 子どもたち同士が文化の違いを認め合い、お互いを尊重し合える心を育てる保育の推進、外国の絵本など、乳幼児期から多様な文化

に触れる取組の推進

- ・ 我が国や様々な国の文化、伝統を理解、尊重し、それぞれの主体性を認め合う態度の育成、多文化共生の精神のかん養
- ・ 外国人児童・生徒等の実態を把握し、一人一人の自己実現に向けた学力の向上と個性の伸張を目指した取組の推進、また、小・中・高の連携による将来を見据えた進路指導の充実
- ・ 中国帰国児童・生徒について、日本語能力や生活習慣の違いなどを認識した、日本語の習得、生活適応促進などの取組の推進
- ・ 一時的に滞在する外国人児童・生徒について、学力の定着と円滑な日常生活を目指した、日本語指導のボランティア講師、担任、家庭の連携による取組の推進

(就労)

- ・ 企業等に対する就職の機会均等を保障した公正な採用選考の促進

- ・ 外国人労働者に対する適正な労働条件の確保

(多言語等への対応)

- ・ 行政施策に関する情報の多言語パンフレットの発行やFM放送を利用した英語による情報の提供、医療通訳の派遣等
- ・ 言葉や日本の文化、習慣、行政制度等に不案内な外国人・外国籍市民のための、弁護士や行政書士等による相談窓口の整備

に触れる取組の推進

- ・ 我が国や様々な国の文化、伝統を理解、尊重し、それぞれの主体性を認め合う態度の育成、多文化共生の精神のかん養
- ・ 外国籍及び外国にルーツをもつ児童・生徒の民族的、文化的アイデンティティを大切にするとともに、一人一人の自己実現に向けた学力の向上と個性の伸張を目指した取組の推進、また、小・中・高の連携による将来を見据えた進路指導の充実
- ・ 日本語指導を必要とする児童・生徒や新たな渡日外国人等について、日本語能力や生活習慣の違いなどを認識した日本語の習得、生活適応促進などの取組の推進
- ・ 一時的に滞在する外国人児童・生徒について、学力の定着と円滑な日常生活を目指した、日本語指導のボランティア講師、担任、家庭の連携による取組の推進

(就労)

- ・ 就職の機会均等を保障した公正な採用選考や働きやすい職場づくりの推進

- ・ 留学生に対する就職支援

(情報提供・相談)

- ・ 行政情報・生活情報の多言語化、情報提供方法の多様化の推進
- ・ 法律相談や出入国管理相談をはじめとする専門的な相談・対応体制の充実等、相談事業の充実

(交流の促進)

- ・ 異文化理解の促進，多文化共生社会の実現を目的とする外国籍市民も含めたすべての市民が交流できる機会の提供

(啓発)

- ・ 講演会の開催やメディア，印刷物等を利用した啓発活動の推進

(市民参加)

- ・ 外国籍市民に関する諸問題について，本市が意見を求める「京都市外国籍市民施策懇話会」を中心とした，外国籍市民の市政への参画の促進

(交流の促進)

- ・ 異文化理解の促進，多文化共生社会の実現を目的とする外国籍市民等も含めたすべての市民が交流できる機会の提供

(啓発)

- ・ 講演会の開催やメディア，印刷物等を利用した啓発活動の推進

(市政参画)

- ・ 外国籍市民等に関する諸問題について調査・審議し，本市が取り組むべき課題等について意見を述べる「京都市多文化施策懇話会」の運営を中心とした，外国籍市民等の市政参画の促進

第2章 重要課題（感染症患者等）

旧	新
1 これまでの動向 （H I V感染者，エイズ患者等） 昭和 63（1988）年，WHOは世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として，12月1日を“World AIDS DAY”（世界エイズデー）と定め，エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。平成8（1996）年より，WHOに代わって，国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承している。 本市では正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発の推進を図るため，平成7（1995）年に「京都市エイズ対策基本方針」を策定した。また，UNAIDSが提唱する「世界エイズデー」に賛同し，12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての普及活動を積極的に推進し，エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消に努めている。 （ハンセン病患者・元患者） ハンセン病は，発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ，平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで，施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。平成13（2001）年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認めた下級審判決が出されるに至った。	1 これまでの動向 （H I V感染者，エイズ患者等） 昭和 63（1988）年，WHOは世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として，12月1日を“World AIDS DAY”（世界エイズデー）と定め，エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。平成8（1996）年より，WHOに代わって，国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承している。 本市では正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発の推進を図るため，平成7（1995）年に「京都市エイズ対策基本方針」を策定した。また，UNAIDSが提唱する「世界エイズデー」に賛同し，12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての普及活動を積極的に推進し，エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消に努めている。 （ハンセン病患者・元患者） ハンセン病の原因となるライ菌は非常に感染力が弱く，現在，国内ではほとんど新規患者の発生はない。また，万一ハンセン病にかかっても，治療法も確立し，根治可能な病気となっている。 にもかかわらず，ハンセン病患者・元患者等は，発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われるとともに，平成8年に

2 現状と課題 (H I V感染者, エイズ患者等) 世界各国でH I V感染者・エイズ患者が急増する中, 我が国におけるH I V感染者・エイズ患者の数も, 先進国の中で唯一増加傾向が見られ, 積極的な予防施策を講じることが急がれている。 また, エイズに関する誤解や他人事とする意識等により, 患者・感染者及びその家族が, 診療拒否, 採用拒否, 解雇, 賃貸住宅への入居拒否等不当な扱いを受けるなどの問題が生じている。 (ハンセン病患者・元患者) ハンセン病はらい菌による感染症であるが, 感染による発病の可能性は低く, また, 治療法も確立している。患者・元患者は, 長期にわたり家族や社会から隔離されてきただけでなく, 現在においても, 高齢化等により社会への復帰が極めて困難な状況にある。更に, 最近のハンセン病元患者に対する宿泊拒否等の事例に見られるように, 偏見・差別意識が解消されていないのが現状である。 そのほか, 感染症や疾病に関する不正確な知識, 思い込みにより, 感染症患者等への偏見や差別意識が生じ, 患者とその家族も含め	「らい予防法」が廃止されるまで, 同法に基づく隔離政策により, 地域社会において平穏に生活することを妨げられ, 身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限, 差別等を受けることを余儀なくされてきた。 2 現状と課題 (H I V感染者, エイズ患者等) 世界各国でH I V感染者・エイズ患者が急増する中, 我が国におけるH I V感染者・エイズ患者の数も, 増加傾向が見られ, 積極的な予防施策を講じることが急がれている。 また, エイズに関する誤解や他人事とする意識等により, 患者・感染者及びその家族が, 診療拒否, 採用拒否, 解雇, 賃貸住宅への入居拒否等不当な扱いを受けるなどの問題が生じている。 (ハンセン病患者・元患者) 国は, 「らい予防法」を平成8年に廃止するとともに, 平成 13 (2001) 年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認めた下級審判決が出され, ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律が定められた。 さらに, ハンセン病患者・元患者等が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備に取り組みながら福祉の増進, 名誉の回復等を図っていく「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成21年度に施
--	---

て、人権上の問題が生じている。

3 今後の施策の在り方

感染症患者等については、社会から切り離すといった視点でとらえるのではなく、疾病や感染防止に対する正しい知識を普及させるとともに、患者等の人権を尊重し、一人一人が安心して医療を受けて早期に社会に復帰できる等の健康な生活を営むことができる権利、個人の意思の尊重、自らの個人情報を知る権利と守る権利等に配慮する。

(支援)

- ・ 患者・感染者が安心して受けられる医療体制の確立
- ・ 市民がより検査・相談を受けやすい体制づくりの推進

(教育)

- ・ 子どもたちの性に関する意識や実態の把握に基づく、生命尊重、男女平等の精神を踏まえた性教育・エイズ教育の推進

行されることとなり、ようやくハンセン病患者の人権救済が現実のものとなりつつある。

今後とも、更に人権救済が図られるよう、病気の正しい理解や、差別を解消していく努力が求められている。

3 今後の施策の在り方

感染症患者等については、社会から切り離すといった視点でとらえるのではなく、疾病や感染予防に対する正しい知識を普及させるとともに、患者等の人権を尊重し、一人一人が安心して医療を受けて早期に社会に復帰できる等の健康な生活を営むことができる権利、個人の意思の尊重、自らの個人情報を知る権利と守る権利等に配慮する。

(支援)

- ・ 患者・感染者が安心して受けられる医療体制の確立
- ・ 市民がより検査・相談を受けやすい体制づくりの推進

(教育)

- ・ 子どもたちの性に関する意識や実態の把握に基づく、生命尊重、男女平等の精神を踏まえた性教育・エイズ教育の推進

(啓発)

- ・ マスメディア等を活用した正しい知識の普及と、患者・感染者の

(啓発) ・ マスメディア等を活用した正しい知識の普及と，患者・感染者の人権擁護についての広域的な啓発の推進，若年層を中心とした感染防止のための啓発強化 ・ 外国語冊子の作成による，外国人に対する啓発の推進 ・ 企業等における社員教育の場や社内広報媒体等を使った正しい知識の普及，患者・感染者のプライバシー保護と人権擁護についての啓発の促進	人権擁護についての広域的な啓発の推進，若年層を中心とした感染防止のための啓発強化 ・ 外国語冊子の作成による，外国人に対する啓発の推進 ・ 企業等における社員教育の場や社内広報媒体等を使った正しい知識の普及，患者・感染者のプライバシー保護と人権擁護についての啓発の促進
---	--

第2章 重要課題（ホームレス）

旧	新
1 これまでの動向 ホームレスとは、都市公園，河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし，日常生活を営んでいる者をいう。<u>平成 15(2003)年 1 月～2 月</u>に国により実施された調査によると，<u>全国 581 市町村</u>におけるホームレスの数は <u>25,296 人</u>であり，本市においても <u>624 人</u>が確認されている。これは政令指定都市（東京都 23 区を含む）の中で，<u>5 番目</u>に多い状況となっている。 <u>国においては，平成 14（2002）年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され，平成 15（2003）年 7 月には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定された。</u> <u>本市においては，平成 16（2004）年 8 月「京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し，自立に向けた支援等を積極的に推進している。</u>	1 これまでの動向 ホームレスとは，都市公園，河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし，日常生活を営んでいる者をいう。<u>平成 21(2009 年) 1 月に国により実施された調査によると，全国 504 市区町村</u>におけるホームレスの数は <u>15,759 人</u>であり，本市においても <u>335 人</u>が確認されている。これは政令指定都市（東京都 23 区を含む）の中で，<u>7 番目</u>に多い状況となっている。 平成 14（2002）年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され，<u>平成 15（2003）年 7 月，国においては，「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定された。</u> <u>平成 16（2004）年 8 月，本市においては，「京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し，自立に向けた支援等を積極的に推進してきた。</u> <u>基本方針が策定後 5 年を経過したことから，国においては平成 20 年 7 月に見直しがなされた。本市においても，平成 21(2009)年 3 月に実施計画の見直しを行い，引き続き，ホームレスの自立に向けた支援等を推進している。（追加）</u>

2 現状と課題 厳しい経済情勢等により,自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が多数存在する。就業の機会がないために失業状態にあったり,食事の確保や健康面での問題を抱えるなど,健康で文化的な生活を送ることができない状況にある。また,ホームレスとなった人々に対する暴力や嫌がらせ,偏見や差別意識による排除等,人権にかかわる重大な問題が発生している。 3 今後の施策の在り方 ・ 就業機会の確保をはじめ,安定した居住場所,保健及び医療の確保,生活に関する相談や指導など,関係行政機関の密接な連携による個々のホームレスの状況に応じた自立支援施策の推進 ・ ホームレスの実情についての理解の促進を目的とした人権研修会の開催等による地域での人権啓発・教育の推進 ・ ホームレスに対する支援活動を実施している各種民間団体等との積極的な意見交換や情報交換	2 現状と課題 厳しい経済情勢等により,自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が多数存在する。就業の機会がないために失業状態にあったり,食事の確保や健康面での問題を抱えるなど,健康で文化的な生活を送ることができない状況にある。また,ホームレスとなった人々に対する暴力や嫌がらせ,偏見や差別意識による排除等,人権にかかわる重大な問題が発生している。 3 今後の施策の在り方 ・ 就業機会の確保をはじめ,安定した居住場所,保健及び医療の確保,生活に関する相談や指導など,関係行政機関の密接な連携による個々のホームレスの状況に応じた自立支援施策の推進 ・ <u>元ホームレスが居宅生活後,地域に馴染めず,再びホームレスとなることがないように,居宅生活を継続するための支援施策を推進(追加)</u> ・ ホームレスの実情についての理解の促進を目的とした人権研修会の開催等による地域での人権啓発・教育の推進 ・ ホームレスに対する支援活動を実施している各種民間団体等との積極的な意見交換や情報交換
---	---

第2章 重要課題（その他の課題）

旧	新
1 現状と課題 先に掲げた重要課題のほか，社会情勢の変化等に伴い，人権に関する様々な課題が発生している。 （性同一性障害者等） - 性同一性障害とは，生まれながらの自分の体の性と心の性が一致せず，その食い違いに苦しむ状況をいい，認知はされつつあるが，まだまだ社会の理解は低いのが現状である。そのため，<u>外見と戸籍上の性別との不一致による様々な偏見や差別にさらされ，当事者自身が精神的な苦痛を受けるだけでなく，社会参加が困難な状況に置かれている。</u> また，同性愛者への差別といった性的指向にかかる問題も生じている。 （犯罪被害者等） - 犯罪は犯罪被害者等に対する重大な人権侵害であるのは当然のことながら，マスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉き損，過剰な取材による私生活の平穩の侵害などの二次的な被害も問題となっている。 <u>また，犯罪被害者等に対する社会の理解が十分でなく，社会全体でこれを支援していく必要がある。</u>	1 現状と課題 先に掲げた重要課題のほか，社会情勢の変化等に伴い，人権に関する様々な課題が発生している。 （性同一性障害者等） - 性同一性障害とは，生まれながらの自分の体の性と心の性が一致せず，その食い違いに苦しむ状況をいい，認知はされつつあるが，まだまだ社会の理解は低いのが現状である。そのため，<u>社会生活の様々な場面で偏見や差別にさらされ，当事者自身が精神的な苦痛を受けるだけでなく，社会参加が困難な状況に置かれている。</u> また，同性愛者への差別といった性的指向にかかる問題も生じている。 （犯罪被害者等） - 犯罪は犯罪被害者等に対する重大な人権侵害であるのは当然のことながら，マスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損，過剰な取材による私生活の平穩の侵害などの二次的な被害も問題となっている。 <u>（2 今後の施策の在り方に移動）</u>

(刑を終えて出所した人)

- ・ 本人の真摯な更生の意欲がある場合でも、一般の人の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい現実がある。

(アイヌの人々)

- ・ 民族としての歴史やアイヌ語、独自の伝統、文化に対する理解と認識が不足し、アイヌの人々の民族としての存在や誇りを尊重する考え方が欠如していることなどがある。

(プライバシーの侵害)

- ・ 現代の情報化社会においては、当人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっている。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報が漏えいしたり、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生している。

また、身元調査のように差別的な行為につながる、加重的な人権侵害が引き起こされている。

(インターネットによる人権侵害)

- ・ インターネット利用者の急激な増加により、ホームページにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信や電子掲示板を利用した不特定多数の利用者による情報の交換等において、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等が一方的に掲載されるなど、重大

(刑を終えて出所した人)

- ・ 本人の真摯な更生の意欲がある場合でも、一般の人の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい現実がある。

(アイヌの人々)

- ・ 民族としての歴史やアイヌ語、独自の伝統、文化に対する理解と認識が不足し、アイヌの人々の民族としての存在や誇りを尊重する考え方が欠如していることなどがある。

(プライバシーの侵害)

- ・ 現代の情報化社会においては、当人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっている。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報が漏えいしたり、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生している。

また、身元調査のように差別的な行為につながる、加重的な人権侵害が引き起こされている。

(インターネットによる人権侵害)

- ・ インターネット利用者の急激な増加により、ホームページにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信や電子掲示板を利用した不特定多数の利用者による、若しくは、特定利用者間における情報の交換等において、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現

な人権侵害が頻発しているが、法的な規制が追いついていない状況にある。

(婚外子・母子(父子)家庭)

- ・ 婚外子(非嫡出子)については、法制度上の問題も指摘されているところであるが、依然として社会の中に差別が残っている。
また、母子(父子)家庭に対する差別があり、就業面等で厳しい状況に置かれている問題などがある。

2 今後の施策の在り方

これらの様々な人権課題については、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」や「犯罪被害者等基本法」が制定されるなど、対応が図られているものもあるが、依然として社会的な認知度が低いことも考えられる。これらが人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の意見を十分に把握し、可能なものから制度等の改善を行うなど、意識だけでなく実際の社会生活にかかわる面での改善にも取り組む。

等が一方的に掲載されるなど、重大な人権侵害が頻発している。いったんホームページに記載されると、短期間のうちに広まるという情報化社会特有の深刻な状況にある。

(婚外子・ひとり親家庭)

- ・ 婚外子(非嫡出子)については、法制度上の問題も指摘されているところであるが、依然として社会の中に差別が残っている。
また、ひとり親家庭についても、就業面等で厳しい状況に置かれている問題などがある。

2 今後の施策の在り方

これらの様々な人権課題については、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」や「犯罪被害者等基本法」、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」、「個人情報保護に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「母子及び寡婦福祉法」が制定されているなど、対応が図られているものもあるが、依然として社会的な認知度が低いことも考えられる。これらが人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の言葉も受け止めながら、可能なものから条例の制定を含めた制度の改善等を行うなど、社会全体で支え、共に将来に目を向けて歩いていける社会を築いていくことで、意識だけでなく実際の社会生活にかかわる面での改善にも取り組む。

